

横浜市都市緑地法施行細則（抜粋）

昭和 49 年 12 月 25 日

規則第 163 号

（趣旨）

第 1 条 都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号。以下「法」という。）の施行に関しては、都市緑地法施行令（昭和 49 年政令第 3 号）及び都市緑地法施行規則（昭和 49 年建設省令第 1 号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（定義）

第 2 条 この規則における用語の意義は、法の例による。

（緑化率の適用除外に関する許可の申請）

第 9 条 法第 35 条第 3 項各号の規定による許可を受けようとする者は、緑化率の適用除外に関する許可申請書（第 18 号様式）の正本及び副本に、別表第 2 に掲げる図書を添えて市長に申請しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、同項に規定する図書のほかに必要と認める図書を添付させ、又は不要と認める図書の添付を省略させることができる。

（都市緑地法施行令第 11 条の市長が定める緑化率）

第 10 条 都市緑地法施行令第 11 条の規定による市長が定める緑化率の最低限度は、10 分の 1 とする。

（緑化施設の工事の認定の申請）

第 11 条 緑化地域内において敷地面積が横浜市緑化地域に関する条例（平成 20 年 9 月横浜市条例第 39 号）第 3 条に定める規模以上の建築物の新築又は増築をする者であつて、法第 43 条第 1 項の認定を受けようとするものは、緑化施設工事完了延期認定申請書（第 19 号様式）の正本及び副本に、省令第 10 条に規定する図書及び工事を完了することができない理由を証する書面を添えて市長に申請しなければならない。

（認定を受けた緑化施設の工事の完了届）

第 12 条 法第 43 条第 2 項の規定による検査済証の交付を受けた者は、緑化施設に関する工事の完了後、速やかに緑化施設工事完了届（第 20 号様式）に、緑化施設の整備状況を示した写真を添えて市長に提出しなければならない。

2 法第 43 条第 1 項の認定を受けた者は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条第 1 項又は第 18 条第 2 項の規定による工事の完了の日までに緑化施設に関する工事を完了することが可能となった場合においては、当該工事の完了後、速やかに緑化施設工事完了届を市長に提出しなければならない

。

(緑化率の最低限度に関する証明書の交付の申請)

第 13 条 省令第 25 条の規定に基づき、法第 35 条又は第 36 条の規定に適合していることを証する書面の交付を受けようとする者は、緑化率適合証明申請書(第 21 号様式)の正本及び副本に、別表第 3 (7)欄に掲げる建築物の種類ごとにそれぞれ同表(4)欄に掲げる図書を添えて市長に申請しなければならない。

。

2 第 9 条第 2 項の規定は、前項の規定による申請に準用する。

(緑化率の証明等に関する名義変更)

第 14 条 建築主は、法第 35 条第 3 項各号の規定による許可、法第 43 条第 1 項の認定又は省令第 25 条の規定による証明書の交付を受けた後、当該許可、認定又は証明に係る工事を完了する前に、その申請書に記載した建築主の氏名又は住所を変更しようとするときは、緑化率の証明等に関する申請者変更届(第 22 号様式)を市長に提出しなければならない。

(緑化率の証明等に関する取下届及び取止届)

第 15 条 建築主は、第 9 条第 1 項、第 11 条又は第 13 条第 1 項の規定による申請を取り下げようとするときは、緑化率の証明等に関する取下届(第 23 号様式)を市長に提出しなければならない。

2 建築主は、法第 35 条第 3 項各号の規定による許可又は省令第 25 条の規定による証明書の交付を受けた後に、当該許可又は証明に係る工事を取りやめようとするときは、緑化率の証明等に関する取止届(第 24 号様式)を市長に提出しなければならない。

(身分証明書の様式)

第 19 条 法第 15 条において準用する法第 9 条第 3 項に規定する身分を示す証明書並びに法第 19 条及び第 38 条第 2 項において準用する法第 11 条第 3 項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書(第 28 号様式)とする。

(委任)

第 20 条 この規則の施行に関し必要な事項は、環境創造局長が定める。

附 則 (平成 20 年 12 月規則第 108 号)

この規則は、平成 21 年 4 月 3 日から施行する。

別表第2(第9条第1項)

図書の種類	明示しなければならない事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における工作物(建築物を含む。以下この表及び別表第3において同じ。)の配置並びに緑化施設の配置、種別及び面積
構造詳細図	緑化施設の断面の構造、材料の種別及び寸法
敷地及び緑化施設の求積図及び面積算出表	敷地及び緑化施設の求積に必要な敷地、工作物及び緑化施設の各部分の寸法及び算式
緑化率の制限の適用除外となることの確認に必要な図書	建築物の敷地又は用途及び適用除外となる理由に関する事項

別表第3(第13条第1項)

(7)	(1)	
	図書の種類	明示しなければならない事項
法第35条の規定が適用される建築物	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における工作物の配置並びに緑化施設の配置、種別及び面積
	構造詳細図	緑化施設の断面の構造、材料の種別及び寸法
	敷地及び緑化施設の求積図及び面積算出表	敷地及び緑化施設の求積に必要な敷地、工作物及び緑化施設の各部分の寸法及び算式
法第36条の規定が適用される建築物	建築基準法第86条第1項から第4項まで(これらの規定を同法第86条の2第8項において準用する場合を含む。)の認定の内容に適合することの確認に必要な図書	当該認定に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項

緑化率の適用除外に関する許可申請書

年 月 日

(申請先)
横浜市長

申請者 住所
氏名
(法人の場合は、名称・代表者の氏名) ^⑩
電話

都市緑地法第 35 条第 3 項に規定する適用除外に関する許可を受けたいので、次のとおり申請します。
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

1 緑化施設を整備する建築物の敷地の位置及び面積	
建築物の名称	
地名地番	
敷地面積	
2 適用除外の理由	

(A 4)

(備考)

署名することにより、氏名の記入及び押印に代えることができる。

緑化施設工事完了延期認定申請書

年 月 日

(申請先)
横浜市長

申請者 住所
氏名
(法人の場合は、名称・代表者の氏名) 印
電話

都市緑地法第 43 条の規定に基づき、建築基準法第 6 条第 1 項又は第 18 条第 2 項の規定による工事の完了の日までに都市緑地法第 35 条又は第 36 条の規定による緑化施設に関する工事を完了することができないことについて認定を受けたいので、次のとおり申請します。

この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

1 緑化施設を整備する建築物の敷地の位置及び面積

建築物の名称	
地名地番	
敷地面積	

2 既存の緑化施設の位置、種別及び面積

位置	
種別	
面積	

3 整備する緑化施設の概要、規模、配置、種別及び面積

概要及び規模	
配置	
種別	
面積	

4 上記 3 のうち、工事を完了することができない緑化施設の概要、規模、配置、種別及び面積、当該工事を完了することができない理由並びに完了予定年月日

概要及び規模	
配置	
種別	
面積	
工事を完了することができない理由	
完了予定年月日	

5 緑化施設の面積の敷地面積に対する割合

上記 2 と 3 を合計した緑化施設の面積の敷地面積に対する割合	
上記 2 と 3 を合計した緑化施設の面積から上記 4 の緑化施設の面積を減じた緑化施設の面積の敷地面積に対する割合	

6 緑化施設適合証明通知書の番号及び証明年月日

--

(注意) 緑化施設の面積については、都市緑地法施行規則第 9 条の規定に基づいて計算してください。

(A 4)

(備考)

署名することにより、氏名の記入及び押印に代えることができる。

緑化施設工事完了届

年 月 日

(届出先)
横浜市長

届出者 住所
氏名
(法人の場合は、名称・代表者の氏名) 印
電話

都市緑地法第 43 条の規定に基づき認定を受けた同法第 35 条又は第 36 条の規定による緑化施設に関する工事が完了しましたので、次のとおり届け出ます。

1 緑化施設を整備する建築物の敷地の位置及び面積

建築物の名称	
地名地番	
敷地面積	

2 工事完了年月日及び認定書番号

工事完了年月日	
認定書番号	

3 緑化施設適合証明通知書の番号及び証明年月日

--

- (注意)
- 届出者は、緑化施設工事完了延期認定申請書の申請者となります。
 - 届出者の印鑑は、緑化施設工事完了延期認定申請書と同一のものを押印してください。

(A4)

(備考)

署名することにより、氏名の記入及び押印に代えることができる。

緑化率適合証明申請書

年 月 日

(申請先)
横浜市長

申請者 住所
氏名
(法人の場合は、名称・代表者の氏名) ⑩
電話

都市緑地法施行規則第 25 条の規定に基づき、都市緑地法第 35 条又は第 36 条の規定に適合していることを証する書面の交付を受けたいので、次のとおり申請します。
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

1 緑化施設を整備する建築物の敷地の位置及び面積	
建築物の名称	
地名地番	
敷地面積	
2 建築物の工事種別	
3 緑化施設の概要、規模、種別及び配置	
概要及び規模	
種別	
配置	
4 緑化施設の面積及び建築物の緑化施設の面積の敷地面積に対する割合	
緑化施設の面積	
建築物の緑化施設の面積の敷地面積に対する割合 (緑化率)	
当該敷地に適用される緑化率の最低限度	
5 建築着工予定年月日	
6 緑化率の適用除外に関する許可条件	
7 備考	

(注意) 緑化施設の面積については、都市緑地法施行規則第 9 条の規定に基づいて計算してください。

(A4)

(備考)

署名することにより、氏名の記入及び押印に代えることができる。

緑化率の証明等に関する申請者変更届

年 月 日

(届出先)
横浜市長

届出者 住所
氏名
(法人の場合は、名称・代表者の氏名)
電話

横浜市都市緑地法施行細則第 14 条の規定により、次のとおり届け出ます。
この届出書の記載事項は、事実と相違ありません。

1 申請の種類	
2 許可、認定又は証明 年月日及び番号	
3 建築物の敷地の 地名地番	
4 変更の理由	
5 変更後の建築主の 住所及び氏名	
6 備考	

※受付 処理 欄	
----------------	--

- (注意)
- 届出者は、旧又は新建築主となります。
 - 旧建築主の印鑑は、申請書と同一のものを押印してください。
 - ※印のある欄は、記入しないでください。

(A4)

(備考)

署名することにより、氏名の記入及び押印に代えることができる。

緑化率の証明等に関する取下届

年 月 日

(届出先)
横浜市長

届出者 住所
氏名
(法人の場合は、名称・代表者の氏名)^印
電話

横浜市都市緑地法施行細則第 15 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。
この届出書の記載事項は、事実と相違ありません。

1 申請の種類	
2 申請年月日	
3 建築物の敷地の 地名地番	
4 取下げの理由	
5 備考	

※受付処理欄	
--------	--

- (注意)
- 届出者は、建築主となります。
 - 届出者の印鑑は、申請者と同一のものを押印してください。
 - ※印のある欄は、記入しないでください。

(A4)

(備考)

署名することにより、氏名の記入及び押印に代えることができる。

緑化率の証明等に関する取止届

年 月 日

(届出先)
横浜市長

届出者 住所
氏名
(法人の場合は、名称・代表者の氏名)
電話

横浜市都市緑地法施行細則第 15 条第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。
この届出書の記載事項は、事実と相違ありません。

1 申請の種類	
2 許可又は証明 年月日及び番号	
3 建築物の敷地の 地名地番	
4 取りやめの理由	
5 備考	

※受付処理欄	
--------	--

- (注意)
- 届出者は、建築主となります。
 - 届出者の印鑑は、申請者と同一のものを押印してください。
 - ※印のある欄は、記入しないでください。

(A4)

(備考)

署名することにより、氏名の記入及び押印に代えることができる。

(表)

第	号	身 分 証 明 書		
		所属名		
		職 名		
		氏 名		
			年 月 日	生
上記の者は、都市緑地法第 38 条第 1 項の規定により、立入検査を行う者であることを証明します。				
		年 月 日	横浜市長	印

(A 7)

(裏)

都市緑地法 (抜粋)	
(報告及び立入検査等)	
第 11 条 (第 1 項及び第 2 項省略)	
3	前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合には、これを提示しなければならない。
4	第 2 項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
(報告及び立入検査)	
第 38 条 市町村長は、前条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、建築物の新築若しくは増築又は維持保全をする者に対し、建築物の緑化率の最低限度に関する基準への適合若しくは緑化施設の管理に関する事項に関し報告させ、又はその職員に、建築物若しくはその敷地若しくはそれらの工事現場に立ち入り、建築物、緑化施設、書類その他の物件を検査させることができる。	
2	第 11 条第 3 項及び第 4 項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(A 7)